

わかりやすく解説
交通遺児育成基金事業



公益財団法人 交通遺児等育成基金

Q 事業の内容について

- 1 交通遺児育成基金事業とは、どのような事業ですか。…………… 1
- 2 交通遺児ならだれでも加入できますか。…………… 1
- 3 加入に必要な拠出金はいくらですか。…………… 1
- 4 育成給付金の受取総額はいくらですか。…………… 2
- 5 育成給付金は、いつからいつまでもらえるのですか。…………… 2
- 6 育成給付金の月額はいくらですか。また、その支給日はいつですか。…………… 2
- 7 死亡事故から何年も過ぎていますが、加入できますか。…………… 2
- 8 事故から数ヵ月入院した後に死亡しましたが、加入対象となりますか。…………… 3
- 9 父親や母親が自動車事故により死亡した時に胎児であり、その後出生した子は加入対象ですか。…………… 3
- 10 祖父母に養われていましたが、その祖父母のどちらかが亡くなった場合でも加入対象となりますか。…………… 3
- 11 両親の離婚後、両親のどちらかが亡くなった場合でも加入対象となりますか。…………… 3
- 12 育成給付金の原資は、何ですか。…………… 3
- 13 給付責任準備資産の運用が低調の場合はどうなるのですか。…………… 4
- 14 加入後、満19歳に達したとき、拠出金は返還されますか。…………… 4
- 15 育成給付金には、課税されますか。…………… 4
- 16 育成給付金が将来にわたり確実に給付されるということは、どのようにして担保されているのですか。…………… 4
- 17 この事業が廃止されることはありませんか。…………… 5
- 18 中途解約(脱退)ができますか。…………… 5
- 19 加入後、途中で死亡したときは、どうなりますか。…………… 5
- 20 交通遺児育成基金事業加入者は、育成給付金のほかに支援はありますか。…………… 6

Q 加入の手続きその他

- 21 加入の申し込みには、どんな手続きが必要ですか。…………… 8
- 22 拠出金を払い込むには、どうすればよいのですか。…………… 8
- 23 交通遺児育成基金事業について、国の所管官庁に照会したい場合、連絡先はどこですか。…………… 9
- 24 加入の相談および申込みをしたい場合、どこに連絡すればよいのですか。…………… 9

加入から給付開始まで …………… 10

Q 交通遺児等支援給付事業について

- 25 交通遺児育成基金事業に加入しなくても受けられる支援はありますか。…………… 11

参考(各種相談先など) …………… 12

事業の内容について

1 交通遺児育成基金事業とは、どのような事業ですか。

A 交通遺児育成基金事業とは、自動車事故によって一家の働き手を失ったお子様に対して、その損害賠償金等の効率的、安定的な運用を図り、遺児育成のための資金を長期にわたって安定的に給付することを目的として、昭和55(1980)年10月に国と民間団体((一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、全国共済農業協同組合連合会、(公財)日本財団等)の協力によって発足した事業です。

その仕組みは、お子様が自動車事故の損害賠償金・保険金などの中から拠出金を当法人に払い込んでいただき、加入します。当法人は拠出金を安全・確実に運用し、これに毎年、国の(国土交通省)の補助金と民間協力団体[※]の負担金(以下「民間負担金」という)等を加えて、お子様が満19歳に達するまで3ヵ月ごとに育成給付金を支給するものです。

※民間協力団体：(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、全国共済農業協同組合連合会

2 交通遺児ならだれでも加入できますか。

A 父親や母親を国内で発生した自動車事故(原付バイクおよび電動キックボードなどの事故も対象です)により亡くされたご遺族で満16歳未満のお子様であれば、どなたでも加入できます。なお、自動車事故による死亡とは、道路などで、自動車に関係する事故により、運転者、同乗者または歩行者、自転車搭乗者などが死亡した場合であり、過失の程度によらず対象となります。

3 加入に必要な拠出金はいくらですか。

A 損害賠償金などの中から、お子様1人あたり、加入年齢に応じて次の金額を基金に払い込んでいただきます。

加入時年齢	0～4歳	5歳	6歳	7～8歳	9歳
拠出金	700万円	665万円	630万円	595万円	560万円
加入時年齢	10歳	11歳	12歳～12歳6ヵ月未満	12歳6ヵ月～13歳未満	13歳～13歳6ヵ月未満
拠出金	525万円	485万円	455万円	430万円	400万円
加入時年齢	13歳6ヵ月～14歳未満	14歳～14歳6ヵ月未満	14歳6ヵ月～15歳未満	15歳～15歳6ヵ月未満	15歳6ヵ月～16歳未満
拠出金	370万円	340万円	310万円	280万円	240万円

4 育成給付金の受取総額はいくらですか。

A お子様が受け取る育成給付金の総額は、加入時の年齢(何歳何ヵ月)によって異なりますが、おおよそ次の金額になります。

加入時年齢	0歳0ヵ月	1歳0ヵ月	2歳0ヵ月	3歳0ヵ月	4歳0ヵ月
受取総額	1,587万円	1,522万円	1,456万円	1,391万円	1,325万円
加入時年齢	5歳0ヵ月	6歳0ヵ月	7歳0ヵ月	8歳0ヵ月	9歳0ヵ月
受取総額	1,259万円	1,194万円	1,118万円	1,043万円	968万円
加入時年齢	10歳0ヵ月	11歳0ヵ月	12歳0ヵ月	12歳6ヵ月	13歳0ヵ月
受取総額	887万円	805万円	724万円	678万円	631万円
加入時年齢	13歳6ヵ月	14歳0ヵ月	14歳6ヵ月	15歳0ヵ月	15歳6ヵ月
受取総額	584万円	538万円	491万円	444万円	389万円

5 育成給付金は、いつからいつまでもらえるのですか。

A 加入日の属する月の翌月分から満19歳に達した月分まで、所定の支給日(Q6参照)に支給されます。なお加入日とは、申込書が提出され、拠出金が入金された日をいいます。

6 育成給付金の月額、いくらですか。また、その支給日はいつですか。

A 加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じた下表の月額の育成給付金が、3ヵ月ごとにまとめて支給されます。また、お子様が満年齢で6歳・9歳・12歳・15歳に達した月の翌月から自動的に増額されます。

支給日は、3月、6月、9月、12月の25日です。(土日、祝祭日の場合は繰り上げ)

年齢	0～6歳	6歳1ヵ月～9歳	9歳1ヵ月～12歳	12歳1ヵ月～15歳	15歳1ヵ月～19歳
月額	54,700円	62,700円	67,700円	77,700円	92,700円
支給額(3ヵ月分)	164,100円	188,100円	203,100円	233,100円	278,100円

7 死亡事故から何年も過ぎていますが、加入できますか。

A お子様の年齢が16歳未満であれば、事故からの経過年数を問わず加入できます。

8 事故から数ヵ月入院した後に死亡しましたが、加入対象となりますか。

A 自動車事故による受傷が主な原因で死亡したことが、医師の診断書等で明らかであれば、交通死亡事故として取扱い、加入対象となります。

9 父親や母親が自動車事故により死亡した時に胎児であり、その後出生した子は加入対象ですか。

A 出生月から加入対象となります。

10 祖父母に養われていましたが、その祖父母のどちらかが亡くなった場合でも加入対象となりますか。

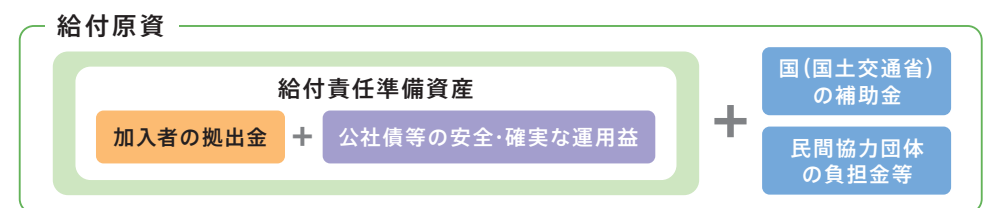
A 実質的に、その祖父母がお子様を扶養していた場合には加入対象となります。加入申込みに際し、扶養の事実等が確認できる書類をご提出いただく必要があります。

11 両親の離婚後、両親のどちらかが亡くなった場合でも加入対象となりますか。

A 実質的に、亡くなった親がお子様を扶養していた場合には加入対象となります。加入申込みに際し、養育費支払いの事実等が確認できる書類をご提出いただく必要があります。

12 育成給付金の原資は、何ですか。

A お子様が満19歳に達するまで定期的に育成給付金を支給するため、お子様の拠出金から「給付責任準備資産」を形成し、公社債等で安全・確実に運用します。これに毎年国(国土交通省)の補助金と民間負担金等を加えた資金を給付原資にしています。



13 給付責任準備資産の運用が低調の場合はどうなるのですか。

A 交通遺児育成基金事業においては、「給付責任準備資産」を安全・確実に運用し、毎年の国庫補助金と民間負担金等を加えてお子様に定期的に育成給付金を支給します。このように拠出金の運用に加え国等の支援が確実なことから、低金利下にあっても支障なく確実に育成給付が支給されます。

仮に、実際の運用利回りがさらに低下する場合でも、各方面から当基金に寄せられている寄付金収入等により、給付に必要な原資は確保されます。

14 加入後、満19歳に達したとき、拠出金は返還されますか。

A 育成基金事業は、お子様ごとの拠出金を、お子様ごとの育成給付金の財源として加入の翌月から取り崩していく制度のため、拠出金は月ごとに減少していき、お子様が満19歳に達したときには拠出金残高はゼロとなり返還はありません。

15 育成給付金には、課税されますか。

A 育成給付金は、所得税および地方税ともに非課税となっています。(所得税法第9条第1項および第21条の規定による)

16 育成給付金が将来にわたり確実に給付されるということは、どのようにして担保されているのですか。

A お子様が満19歳になるまでに支給する育成給付金総額の現在価値を計算し、その金額の資産を「給付責任準備資産」として常に保有することとしています。この資産を運用し取り崩すとともに、国庫補助金等を加えて毎回の育成給付金を支給していきますので、育成給付金は将来にわたって確実に支給されます。ちなみに、令和8年3月31日現在の加入しているお子様は331名ですが、この全員が満19歳になるまで育成給付金を支給するのに必要な金額として12億7,700万円を保有しています。

17 この事業が廃止されることはありませんか。

A この事業は、国の主唱と関係民間団体の協力によって、お子様が成長するまでの長期間にわたり安定的に学資を支給することによりその育成を支援することを目的として創設されたものであり、今後も国および関係民間団体の支援などにより存続されます。

18 中途解約(脱退)ができますか。

A この事業は、国の主唱と関係民間団体の協力によって、お子様が成長するまでの長期間にわたり安定的に学資を支給することによりその育成を支援することを目的として創設されたものであり、やむを得ない事情が生じた場合以外には脱退を認めておりません。

また、このような本基金事業の趣旨・目的から、一旦脱退したお子様について再度の加入は認めておりませんのでご注意ください。

なお、当基金が脱退を承認した場合は、脱退時の残余資産が返還されます。残余資産の額は、届出受理日の属する月の前月末現在の育成給付現価(今後の育成給付に必要な財源総額)に占める拠出金相当部分となります。

19 加入後、途中で死亡したときは、どうなりますか。

A 遺族一時金として支給されます。返還額は、脱退時の残余資産の返還と同額となります。

交通遺児育成基金事業加入者は、
育成給付金のほかに支援はありますか。

A その他の支援は以下の通りです。

①-1 橋本給付金が支給されます。(故橋本むつ様の篤志による基金等から)

対象	満6歳、12歳、15歳に達する基金加入者
支給額	60,000円
支給日	該当の年齢に達する年の2月25日

【橋本給付金とは】
交通遺児等育成基金が設立された昭和55年、静岡県熱海市の病院で療養していた橋本むつさん(当時81歳)が、「交通遺児たちの勉強に役立ててください」とご自分の不動産を処分した3億円を交通遺児育成基金(当時の名称)に寄付してくださいました。このご好意を永く生かすために始まったのが「橋本給付金」です。

①-2 育成付加給付金が支給されます。(多くの方々からの寄付金等から)

対象	毎年6月末日時点の基金加入者
支給額	36,000円
支給日	毎年7月25日

①-3 完了給付金が支給されます。(多くの方々からの寄付金等から)

対象	満19歳に達する基金加入者
支給額	50,000円
支給日	19歳の誕生日を迎える月の給付日

①-4 Q25の越年資金および緊急時見舞金も、要件に合致する場合には給付の対象となります。

② 定期広報誌「スマイルズ」が送られます。

スマイルズは、著名人へのインタビュー記事や、お子様等が参加する企画コーナー、毎日の生活に役立つ情報など多彩な内容の冊子です。4月(春号)、7月(夏号)、10月(秋号)、1月(新年号)に発行され、新年号、夏号では映画観賞券のプレゼント企画なども行なっています。



③ オリジナル卓上カレンダーが送られます。

毎年「オリジナル卓上カレンダー」を作成し、お子様にお送りしています。その年ごとに学習テーマが変わり、テーマにちなんだ知識や解説を楽しみながら学び、スケジュール管理や学習素材としてご利用いただいています。



④ SDD音楽奨学生になることができます。

音楽の道を志す基金事業加入のお子様の夢を支援することを目的として開始された奨学金制度です。

対象	音楽大学、音楽短期大学、音楽教育学部 教員養成課程音楽専攻、大学の前記に準ず る音楽関係のコースに進学する加入者	高等学校音楽科に進学する 加入者
支給額	入学お祝い金 200,000円 奨学金月額 100,000円	入学お祝い金 100,000円 奨学金月額 50,000円
支給日	通常の修業年限までの毎年4月、7月、10月、1月	

※専門学校、高等専修学校等は対象外です。

【SDDとは】
STOP DRUNK DRIVINGの略で、株式会社エフエム大阪が主唱する、音楽を通じて飲酒運転撲滅を訴えるプロジェクトです。この活動は平成19年から始まり、毎年大阪城ホールで開かれるLIVE SDDにおけるドネーション等の半額を指定寄付金として「SDD基金」に積み立て、平成29年度からこの積立金を原資としてSDD音楽奨学金制度が開始されました。 <https://fmosaka.net/sdd/>



〈ホームページ〉

⑤ 独立行政法人自動車事故対策機構(略称「NASVA(ナスバ)」)の「交通遺児友の会」に加入できます。



ナスバが地域ごとに組織する「交通遺児友の会」に入会することができます。友の会への入会は、別途加入申し込みが必要ですが基金に加入していれば、簡単な手続きで大丈夫です。友の会は、全国50支所に交通遺児等に対する家庭相談員を配置しており、皆様の生活上のさまざまな問題について相談が可能で、アドバイス(助言)を受けられます。

また、地域ごとに開催する「友の会の集い」(体験学習やバス旅行など)にお子様とその家族の皆様にご参加いただけます。(参加費は無料) <https://www.nasva.go.jp/>



〈ホームページ〉

加入の手続きその他

21 加入の申し込みには、どんな手続きが必要ですか。

A 以下の書類の提出と拠出金の払込みをしていただきます。

- ① 交通遺児育成基金加入申込書
- ② 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※コピー可、保護者死亡日の記載があるもの、発行日から3ヶ月以内のもの
- ③ 交通事故証明書 ※コピー可
 1. 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書は、発生から5年経過した人身事故については原則交付されません。
 2. 交通事故証明書が取得できない場合は、死亡診断書、保険会社の支払証明書など、自動車事故による死亡の事実、保護者の氏名および事故発生日が確認できる書類をご提出ください。
 3. お子様と申込者の関係が後見人である場合は、その関係を証する書類をご提出ください。

22 拠出金を払い込むには、どうすればよいのですか。

A お子様の年齢に応じた拠出金を指定の口座へお振込ください。

拠出金の振込口座	
金融機関	三菱UFJ信託銀行 本店営業部
口座番号	普通預金 1740000
口座名義	公益財団法人 交通遺児等育成基金

加入後、2週間以内に「交通遺児育成基金加入者証」をお手元に送付いたします。



23

交通遺児育成基金事業について、国の所管官庁に照会したい場合、連絡先はどこですか。

A

連絡先は以下の通りです。

国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室(自動車事故対策係)

住所: 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 内線: 41418 または 41419

【国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室のコメント】

交通遺児育成基金事業は、創設の昭和55(1980)年から今日まで、加入者からの拠出金を公社債等で安全に運用しており、これに加え国土交通省および民間団体のバックアップにより実施しております。そのため、加入者は加入されてから満19歳に達した月の完了まで安心して育成給付金を受けられます。

24

加入の相談および申込みをしたい場合、どこに連絡すればよいのですか。

A

当法人事務局へ直接ご連絡ください。

公益財団法人交通遺児等育成基金 基金事業担当

フリーダイヤル ☎ 0120-16-3611 (平日9時～17時)

E-mail: info1@kotsuiji.or.jp

URL: <https://www.kotsuiji.or.jp>



〈ホームページ〉



加入から給付開始まで

1 加入手続き



どんな仕組みなのか、加入するにはどうすればいいのか、まずはお電話かホームページからお問い合わせください。

加入するには、以下の3点に当てはまる必要があります。

- ① 国内で発生した自動車事故により、保護者を亡くされたお子様であること
- ② お子様の年齢が0歳～16歳未満であること
- ③ お子様の年齢に応じた拠出金の払込が可能なこと



2 加入申し込み (必要書類の送付)

以下の3点をご提出ください。

- ① 加入申込書
- ② 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※コピー可
- ③ 交通事故証明書 ※コピー可



3 加入審査

書類到着後、当基金内で審査し、1週間以内にご連絡いたします。また、お子様の生年月日を考慮し、最適な加入時期をご案内いたします。



4 拠出金の入金

お子様の年齢に応じた拠出金を指定の口座へお振込ください。入金日が加入日となります。以上で加入手続き終了です。

5 給付開始



加入した次の月から給付が始まります。3ヵ月ごとにまとめて支給され、支給日は、3月(12～2月分)、6月(3～5月分)、9月(6～8月分)、12月(9～11月分)の25日です。給付額は年齢に応じて増額されます。

19歳のお誕生日月の給付金支給を最後に、給付完了となります。

交通遺児等支援給付事業について

25

交通遺児育成基金事業に加入しなくても受けられる支援はありますか。

A

交通遺児育成基金事業にご加入いただかなくても、交通遺児等支援給付事業をご利用いただけます。対象は、義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害(自賠責保険の後遺障害等級1～3級)を負われた方のお子様(交通遺児等)がいる、特に生活状態が困窮(主に所得税非課税世帯)しているご家庭です。

・越年資金

交通遺児等家庭が、少しでも明るい新年を迎えられるよう生活資金を給付します。

支給額	お子様1人につき30,000円
支給時期	12月(申込期間は10月～11月上旬)

・入学支度金

お子様が小学校または中学校に入学する時に、お祝いとして支度金を給付します。

支給額	お子様1人につき60,000円
支給時期	3月(申込期間は1月～2月上旬)

・進学等支援金

お子様が義務教育を終了して直ちに高等学校等に進学、または就職する時に、お祝いと激励として支援金を給付します。

支給額	お子様1人につき60,000円
支給時期	2月 ※第1回(第1回以降、6月末まで随時受付および支給)

・緊急時見舞金

交通遺児等家庭となられ、さらにご不幸や被災に際してお見舞金を贈ります。

対象	交通遺児等またはその扶養者が死亡されたか重度後遺障害を負われた場合、災害等により交通遺児等の居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合
支給額	100,000円または50,000円

参考（各種相談先など）

●自賠責保険・共済ポータルサイト／国土交通省

国土交通省が提供する自賠責保険、交通事故被害者救済対策に関する情報を掲載しています。

連絡先：03-5253-8111(代表)

ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



●相談所案内・生活資金貸付／(独)自動車事故対策機構（ナスバ）

お困りの内容に応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内しているほか、無利子の生活資金貸付を行っています。

連絡先：0570-000-738（平日10時～16時）

ホームページ：<https://www.nasva.go.jp/>



●交通事故相談所／(公財)日弁連交通事故相談センター

交通事故問題の解決にむけて弁護士による無料相談、示談あっせん、弁護士の紹介等総合的な体制を整え、全国の相談所にて相談に応じています。

連絡先：0120-078-325（平日10時～19時）

ホームページ：<https://n-tacc.or.jp/>



●交通事故相談所／(公財)交通事故紛争処理センター交通事故相談所

嘱託弁護士による無償の法律相談を行うほか、両当事者を対象にして和解のあっせん、および裁定の業務を、全国11か所のセンターにて無償で行っています。

連絡先：お近くの各センターへお問い合わせください

<https://www.jcstad.or.jp/map/>

ホームページ：<https://www.jcstad.or.jp/>



〈連絡先〉



〈ホームページ〉

●犯罪被害者等の方への支援／(公社)全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等の方が抱える悩みやお困りごとについて、電話でお伺いし、必要に応じて無料で支援(面談、心理、裁判付き添い等)を提供します。秘密厳守・匿名相談可。

連絡先：0570-783-554（毎日8時から21時・12/29～1/3を除く）

ホームページ：<https://www.nnvs.org/>



〈お近くの被害者支援センター〉



〈ホームページ〉

●お子様への奨学金等／(公財)交通遺児育英会

高等学校・大学等へ進学されるお子様への奨学金、各種受験費用の給付や学生寮の運営等を行っています。

連絡先：0120-52-1286（平日9時～17時30分）

ホームページ：<https://www.kotsuiji.com/>



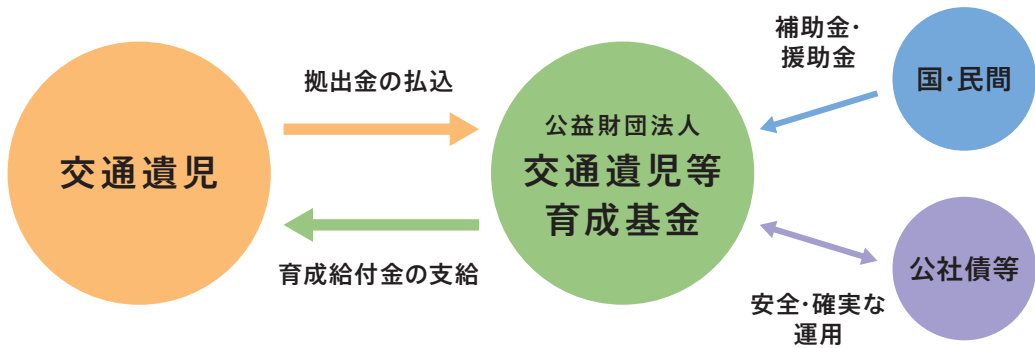
●その他、支援団体は当法人HPにも掲載しています。

<https://www.kotsuiji.or.jp/partner.html>



メモ

交通遺児育成基金事業のしくみ



交通遺児等育成基金は
子どもたちの未来を守ります

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

 **0120-16-3611** (通話料無料)

TEL: 03-5212-4511 FAX: 03-5212-4512

E-mail: info1@kotsuiji.or.jp

URL: <https://www.kotsuiji.or.jp>

